

奨励金事業 募集要項

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会大阪支部

2. 要件

(1) 趣旨

地域等の諸団体・諸機関と連携して行われる学校教育・社会教育の分野において、有益な研究活動を支援する。

(2) 対象

個人や学校、教育研究機関、またはグループ・団体(PTAや生徒等活動)

(3) 助成内容

申請内容にもとづいて奨励金を給付

以下の内容は給付しない。

- ・営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ・他の機関からの委託によるもの
- ・実質的に完了しているもの

以下に記載した費用は対象外とする。

- ・応募する研究者・技術者・技能者本人の人件費（共同の場合も含む）
- ・汎用性のある機器（例：パソコン、コピー機、タブレット端末）等の購入費
- ・組織等の一般管理費等
- ・食料品費等

3. 応募方法

(1) 提出書類等

「奨励金事業申請書」を、当財団ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールに添付して、以下のアドレスに送付する。

送付先 : syoureikin@kyoukou.or.jp

研究・活動等の目的・特色等をより詳しく説明できる資料があれば、PDF等により添付する。

(2) 募集期間 2021年5月6日(木)～7月16日(金) 正午まで <メール受付>

* 申請書が本支部に届くと、受付完了メールが返信されますので、ご確認ください。

(3) 申請にあたっての注意点

- ①個人申請・組織申請に関わらず、過去2年以内(2019年度・2020年度)の本事業の実施校は応募できない。
- ②応募者(グループ、団体の場合は代表者)が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理および事後の報告を確実に行うこと。
- ③団体に所属している場合は、給付申請にあたり所属団体長の承諾が必要。

4. 選考方法

- (1) 教育振興事業選考委員会により選考を行い、支部長が決定する。
- (2) 選考基準 下記の諸点に重点を置き選考する。
 - ①萌芽性：独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの
 - ②計画性：計画が十分に検討されているもの
 - ③貢献性：継続的な活動により、社会的貢献度の高いもの
 - ④必要性：公的機関・企業等の補助・助成が得がたい等、当財団の必要性が高いもの
 - ⑤伝統性：伝統技術、伝統芸能、伝統文化財として継承・保存の価値が認められるもの
 - ⑥その他：当財団が価値を認め評価するもの
- (3) 選考結果は8月中旬に郵送により通知する。

5. 助成対象者の義務等

- (1) 給付が決定した場合は、研究・活動内容を公表する。
- (2) 当支部役職員が訪問し贈呈式を行い、趣旨等を説明の上、贈呈する。
- (3) 助成を受けた学校・団体は、実施の概要、成果報告、助成金使途明細、領収書などを所定の報告書にまとめて、2022年2月末までに提出。なお、提出された報告書は当財団が公表できるものとする。
- (4) ホームページや広報誌において研究・活動の成果を発表する場合、公益財団法人 日本教育公務員弘済会大阪支部からの助成金の交付を受けて行った研究・活動の成果であることを表示すること。